

教振第479号
令和元年11月12日

関係学校法人理事長 殿

奈良県地域振興部教育振興課長
(公印省略)

令和元年度奈良県私立学校授業料減免事業補助金にかかる
事業計画書の提出について(依頼)

本県では本年度も別添「奈良県私立学校授業料減免事業補助金交付要綱」に基づいて、上記補助事業を実施することとなりました。

つきましては、貴法人において、本事業による授業料減免を実施する予定がある場合は、別添の事務手続を参考に、事業計画書(別紙第3号様式)及び保護者等の解雇・倒産の事由が発生したことが分かる書類を、令和2年1月15日(水)までに(期限厳守)下記担当まで提出いただきますようお願い申し上げます。

奈良県私立学校授業料減免事業は、経済的理由による解雇及び倒産により家計急変から修学の継続が困難となった児童生徒の保護者等について、学校法人が行う授業料減免事業に対し補助を実施するものです。ご多忙のところ恐縮ですが、本事業の趣旨をご理解の上、校長、教員、事務職員の皆様に周知徹底いただき、学費負担者のご相談に対し、学校全体の取り組みとして、きめ細やかな対応をお願いいたします。

なお、事務手続上の留意点は下記のとおりですので、よろしくお取り扱い願います。

記

1 補助対象事業者

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校を設置する学校法人(通信制の課程のみを設置する学校法人を除く)

2 対象となる児童生徒

奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県内の私立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、及び高等学校(通信制課程を除く)に在学する児童生徒で、保護者等(奈良県に住所を有する者に限る)に経済的理由による解雇及び倒産の事実が発生した者

3 保護者等の要件

解雇及び倒産の事実が発生した年の収入見込額により算定する道府県民税・市町村民税所得割額が以下の者

道府県民税・市町村民税所得割額の合算額

非課税又は257,500円未満の世帯

※平成26年3月以前に高等学校（中等教育後期課程含む）に入学した者

道府県民税・市町村民税所得割額の合算額

177,500円 に次のア、イを加えた額未満
ア 16歳未満の扶養親族の数×35,500円
イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×18,500円

4 その他

奈良県ホームページに様式等を掲載していますのでご活用ください。

<http://www.pref.nara.jp/45136.htm>

―― 担 当 ――

奈良県地域振興部 教育振興課 私学係
電話：0742-27-8347

事務手続

- 1 奈良県私立学校授業料減免事業（以下「本事業」）は、経済的不況に対応した国の措置に伴うものです。
- 2 奈良県私立学校授業料減免事業補助金（以下「本補助金」）を受けるためには、保護者等に経済的理由による解雇、倒産などの失職の事実が、当該年度内にあった場合に限ります。（なお、前年度に授業料全納後に失職した場合は、その次の年度に限り補助対象となります。）
単なる収入の減少については補助対象となりません。
- 3 補助金の額については、要綱第7による交付申請書及び事業計画書に基づき個別に判断し、要綱第5に定める1人当たり150,000円以内の範囲で決定する予定です。
→ 奈良県では、要綱第5により学校法人が原則として減免額の3分の1を負担する制度となっています。（全額県補助にはなりませんのでご留意願います。）
- 4 該当児童生徒が就学支援金・軽減補助金の適用を受ける場合の本補助金の補助対象は、就学支援金・軽減補助金を差し引いた残りの部分の授業料となりますのでご留意願います。
→ 奈良県では本補助金との併用が可能です。
- 5 本事業は授業料を対象としているので、入学金その他の経費については補助対象となりません。
- 6 高等学校（中等教育学校後期課程を含み、通信制課程を除く。以下同じ。）に平成26年4月以降に入学された生徒と、平成26年3月以前に入学された生徒とで基準額及び第3号様式が異なりますのでご留意ください。
- 7 該当者がある場合については、必ず事前に奈良県地域振興部教育振興課私学係担当宛てに連絡いただきますようお願い申し上げます。